

平成 2 0 年 3 月 1 3 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 0 年第 5 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

## 平成20年第5回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年3月13日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 4時13分  
休憩 午後 1時49分～1時50分
  
- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)
  
- 3 出席委員 古木光義 牧野征夫  
中村祐治 宮田由香  
大澤祥一  
署名委員 中村祐治
  
- 4 説明のため出席した者の職氏名  
教育長 大澤 祥一 教育部長 高橋 眞二  
総務課長 渡邊 博 学務課長 島田 文直  
指導課長 樋口 豊隆 学校給食課長 石井 雅隆  
生涯学習推進センター長 五十嵐 敏行 体育課長 田中 博  
図書館長 藤田 力
  
- 5 会議に出席した事務局の職員  
総務課庶務係 小林 健司 鈴木 啓史

## 案 件

### 1 議案

- ( 1 ) 議案第 5 号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- ( 2 ) 議案第 6 号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- ( 3 ) 議案第 7 号 立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- ( 4 ) 議案第 8 号 立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

- ( 1 ) 教育三法に関わる教育委員会規則の改正について
- ( 2 ) 図書館の見直し方針について

### 3 報告

- ( 1 ) 「立川市立学校 I C T 教育環境整備計画」について
- ( 2 ) 平成 19 年度立川市人権教育推進委員会だより「人権感覚を高めるために」等について
- ( 3 ) 特別支援教育体制推進事業報告会について
- ( 4 ) 平成 19 年度立川市立学校研究発表会について
- ( 5 ) たちかわ市民交流大学における講座受講料について
- ( 6 ) 立川市子ども読書活動推進計画進捗状況について

### 4 その他

- ( 1 ) インフルエンザによる臨時休業措置について

## 平成20年第5回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年3月31日

教育委員会会議室

### 1 議案

- (1) 議案第5号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第6号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第7号 立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第8号 立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

- (1) 教育三法に関わる教育委員会規則の改正について
- (2) 図書館の見直し方針について

### 3 報告

- (1) 「立川市立学校ICT教育環境整備計画」について
- (2) 平成19年度立川市人権教育推進委員会だより「人権感覚を高めるために」等について
- (3) 特別支援教育体制推進事業報告会について
- (4) 平成19年度立川市立学校研究発表会について
- (5) たちかわ市民交流大学における講座受講料について
- (6) 立川市子ども読書活動推進計画進捗状況について

### 4 その他

- (1) インフルエンザによる臨時休業措置について

### 開会の辞

**古木委員長** ただいまより、平成20年第5回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

ご案内のとおり、本日は、議案が4件、協議2件、報告6件、その他となっております。よろしく議事進行にご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名委員は中村委員でございます。よろしくお願いいたします。

### 議案

#### (1) 議案第5号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

**古木委員長** それでは、初めに、議案第5号立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則につきましての提案理由の説明を担当課長よりお願いいたします。五十嵐生涯学習推進センター長。

**五十嵐生涯学習推進センター長** それでは、議案第5号立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご審議をお願いするものでございます。

お手元に資料をお配りしてございます。立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則ということで、改正前、改正後という資料と、もう一つは、「施設予約システムを使った施設利用の予約がはじまります」ということのリーフレットでございます。これにつきましては、この3月20日から公共予約システム、地域学習館、体育館及び生涯学習センターで稼働予定であるために、この施行に必要な規定を新設及び整理する内容のものでございます。

項目はかなり多岐にわたっておりまして、主な改正点のみ、下線が引いてある部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の改正前、改正後の資料をご覧ください。利用者登録ということで、システムを使うためには、事前に登録行為をしなければいけないということで、利用者登録のところを項目を追加してございます。第1条の2、「地域学習館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設予約システム利用者登録申請により、利用者登録を受けなければならない。ただし、個人の使用に係るものは除く」という形でございます。

個人につきましては、定期的にご利用というものが無いので、個人については電算の対応から外れております。利用する際に、当日、窓口に行って、従来の紙ベースの申請書で利用をしていただくというものでございます。

条例の2、団体使用の申請。登録をしますと、今度は、データ上に番号が出ますので、事前に予約ができるという形のものを規定しているものでございます。

団体使用の申請、団体は、使用申請前に施設予約システムにより予約し、施設使用申請をしなければならないという形になってございます。

第2条の2項につきましては、別表第1ということで、その使用をいつするかということの規定した内容でございます。具体的には、例えばこの3月20日から稼働するものについて

は、7月の施設の予約のものについて入ります。これを7月の予約と考えますと、システムの抽選によるものというのは、4カ月前で3月20日から26日まで事前に登録をした団体、この方が予約に入ることができます。

そして、27日に抽選を行いまして、抽選で受かった方は、27日から15日間、具体的に言いますと、4月10日までの間に窓口で申請の確認行為をしていただくという形になります。この確認がない場合には、4月11日以降、キャンセル扱いということで、開放するという形になるものでございます。

システムの抽選によらないものにつきましては、社会教育関係団体などにつきましては、優先的な配慮から3カ月前ということで、予約は今申し上げたとおりですが、予約が終わったあとのものにつきましては、3月27日に抽選結果が出ますので、空いたところについて、4月1日から随時申し込みができるという内容のものでございます。

主な改正点につきましては、システムの導入に伴いまして、事前に予約をしていただくのと、予約時期について若干改正が伴うので、その申請の書類関係ですとか手続的なものについて、お手元の資料のとおり改正をしたいという内容でございます。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。本件についての質疑を承りたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いします。中村委員。

**中村委員** 個人の利用というのは今までほとんどなかったのかどうか。団体と個人の割合はいかがだったのかということです。

**古木委員長** 五十嵐生涯学習推進センター長。

**五十嵐生涯学習推進センター長** 昨年10月までは、公民館ということで、社会教育の活動ということで、団体のみの使用でした。それを10月1日、地域学習館へ転用ということで、広く皆さんに活用していただくということで、個人の利用が入ってきた状況でございます。しかしながら、現状では、個人、少人数での利用はほとんどない状況ではございます。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。中村委員、よろしいですか。

**中村委員** 個人に関わるものと本資料が分けてあるので、個人の方が若干戸惑うかなと思ったんですけども、今の現状を聞いて分かりましたので、質問だけにとどめたいと思います。

**古木委員長** ありがとうございます。ほかにございませんか。

個人にも利用が広がったということでは、地域学習館が今までの公民館から変わって、社会教育の充実が図られると。広く市民に門戸が開かれるということでは大変に結構なことだと思いますが、よろしいですか。

〔「結構です」との声あり〕

**古木委員長** それでは、議案の1番、議案第5号立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則については、提案どおりの承認をいただいたものとみなします。ありがとうございました。

## 議 案

(2) 議案第6号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第7号 立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第8号 立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について

古木委員長 次に、議案の2番、議案第6号立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、担当の田中体育課長よりご説明をお願いいたします。

田中体育課長 説明をする前に、関連で議案6号、7号、8号が関連あるものですから、できれば一括でご説明申し上げたいと思うんですが、どうでしょうか。

古木委員長 ただいま、田中課長よりそういうご提案がありました。委員の皆さん、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

古木委員長 それでは、議案第6号、第7号、第8号、関連しておりますので、一括して田中体育課長より提案理由の説明をお願いいたします。

田中体育課長 それでは、ご説明申し上げます。

今、五十嵐生涯学習推進センター長から説明がありましたように、新たな予約システムを導入するというに伴いまして、現行、体育課につきましては予約システムが存在してまいりまして、そのシステムがある程度カスタマイズした仕様になっているんですが、それが今度は、ASP方式といひまして、既存のインターネットを使ったパッケージに合わせた申し込みにするということになってまいりまして、それに合わせるということで、若干体育課については現状と変更点がございまして、体育課としましては、現行のサービスが低下しないように、効率的になるようにということを中心に考えながら、改革といひますか、新たなシステムに向けて当たってきたところで。

その中で、できれば今日お配りしました予約システムの3枚つづりになった黄色い用紙を見ていただくとありがたいと思うんですが、現行システムと新しいシステムがどういう形で基本的に変わっていくかという説明が書いてあります。

その中で、例えば電話の音声による予約、これが現行できるんですが、新しいシステムでは音声システムというのはいりません。

それから、携帯電話による予約につきましては、現行システムでは一部の携帯電話会社のみ可能でしたが、新しいシステムは、どの携帯電話会社からも予約できるという形です。

それから、抽選申し込み回数、これは、屋外につきましては、月6回以内、新システム、月4回以内となっておりますが、これは抽選に限る回数ですので、書き方が違いますが、月6回以内となっているのは、抽選をした中で月4回に改めていくという考え方で月6回以内となっております。その下に、月、平日3回、土日が1回という形で、月4回の抽選が当たるような形で現行システムはなっておりますが、新しいシステムでは、月4回以内、これは土日を限定せず、ただ4回だけ限定されるという意味です。ですから、変わったところは、ここで

言いますと、土日が1回というふうに確実に入っていたものが、土日が1回になるか、ゼロになるか、2回になるかは分からない。ただ単なる抽選になるという形でございます。月4回という数字は変わっていないということでございます。

それから、網かけになっていますが、最多当選回数というのは月4回、月4回で変更ないということでございます。

それから、利用回数につきましては、その後、空き状況を見て、現行システムは、利用回数が月4回できますが、新システムは月6回以内という形で、抽選で4回当たったら、あと2回は選べるという形になっています。それは、現行システムと特に変わらない形です。

それから、当日予約は、上記回数を利用後、あれば、予約できる。新システムは、当月6回以内であれば予約できる。新しいシステムは、月6回が上限でございます。前のシステム、現行システムは、空きがあれば何回でもできたという状況が一つございます。

そういう意味では、広く一般に、皆さんを広い意味で使っていただくということが可能になったのかなと我々は考えているところです。

それから、あと、若干変わったところは、抽選で予約がとれた場合の使用料の支払い方式です。それが現行システムは21日から月末までにお金を払ってくださいという形でしたが、結果を予約をした翌日から17日以内。これも長く延びているということですから、団体にしでは、支払期間が延びたという解釈でございます。

あと、空き予約等は、空き予約の市外分ですが、これも1カ月前の10日以降の利用ができたんですが、これは2カ月前の1日以降に利用ができるという状況です。

それから、大きく変わったところが、今までの空き予約は、利用の1カ月前の1日以降、ですから、1カ月前にしか予約できなかったんですが、今度は4カ月前の21日以降ということは、3カ月と10日くらい前に予約ができるという形になっているということでございます。

大きくは、こういうシステムが現行システムと変わったということでございます。

つきましては、規約がどういうふうに変ったかと申しますと、まず1つは、呼び名が、今までは「使用者登録者等申請書」という名称が「施設予約システム利用者登録申請書」という名称に変わったということ。それから、「使用者登録」が「利用者登録」という名称に変更されたこと。使用者から利用者に変ったということですね。それから、「登録カード」が「登録済書」というふうに変ったということです。それから、「使用者登録」は「利用者登録」、そういう呼び名が変わったということです。

それから、私が今説明しました大きく変わったということは、第2条の3です。これは、市外団体にあっては、使用月前4月の属する月の21日から使用日まで。市外団体に当たっては、使用日前2月の属する月の初日から使用日までとする。現行のシステムは、市内団体にあっては、使用日前1月の属する月の初日から使用日まで。市外団体に当たっては、使用日前日と1月の属する月の10日から使用日まで、そういうような状況です。そこが大きく変わったというところでございます。

あとの運動場条例施行規則、練成間規則使用規則もこれと同様の改正をするものでござい



ます。

ちょっと補足させてください。一点、今日差し替えた理由は何かということだけご説明しておきます。

第2条の4番、これが以前お配りしたものにつきましては、使用資格は第1項の規定による申請の者を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に条例第6条に規定する使用料を納付しなければならない。それだけでいってしまったんですが、その後にこの部分を付け加えました。この場合において、当該各号に定める期間には、条例第4条に規定する休館日を含めるものとするというものを付け加えました。この理由は何かといいますと、例えば、料金を納める期間が年末年始だとか休館日に当たってしまった場合は、その休日も含んだ日程ですよということを意味しているということでございます。

以上です。

**古木委員長** ただいま、一括して田中体育課長よりご説明いただきました。変更された部分の細かい説明をいただきました。広く市民に使えるようにしたということでございます。本件につきましてのご質疑を承ります。ご質問のある方は挙手をお願いします。牧野委員。

**牧野委員** システム化によって、市民内外の利用者にとっては非常に便利になるし、非常に明確に取れた、取れないが分かるし、そういう面では、私はシステム化というのはもっと早くやるべきだったと思っていますけれども、いいと思いますね。少し混乱はあるかも分かりませんが、その部分だけ丁寧に回答していただければ、あとはスムーズにいくのではないのでしょうか。いいと思います。

**古木委員長** 賛成のご意見をいただきました。ありがとうございます。中村委員は、特にいいですか。

**中村委員** いいです。

**古木委員長** 宮田委員、いかがでしょうか。

**宮田委員** 結構です。

**古木委員長** 暫時休憩いたします。

午後 1時49分休憩

午後 1時50分再開

**古木委員長** それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

お諮りいたします。承認は各議案ごとにさせていただきます。

初めに、議案第6号立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、提案どおり承認いただける方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**古木委員長** 全員の挙手でございますので、本件は異議なく承認されました。

次に、議案第7号立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則についての承認をいただきたいと思っております。ご異議ございませんね。

〔「はい」との声あり〕

**古木委員長** 異議なしと認め、議案第7号は承認されました。

次に、議案第8号立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について、承認する方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**古木委員長** 全員挙手でございます。異議なく、第8号も承認されました。ありがとうございました。

これによりまして、議案4件は異議なくすべて承認されました。ありがとうございました。

## 協 議

### (1) 教育三法に関わる教育委員会規則の改正について

**古木委員長** 次に、協議に入ります。協議2件につきましては、委員の皆さんから、この2件についてご意見をいただいて、次回に議案として提案していただくものでございます。初めに、教育三法に関わる教育委員会規則の改正につきまして、渡邊総務課長、お願いいたします。

**渡邊総務課長** それでは、教育三法に関わる教育委員会規則の改正について、ご協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1点目は、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則についてでございます。

この規則につきましては、地方教育行政法の改正に伴いまして、組織及び運営に関する法律が昨年改正されまして、教育委員会に諮らなければならぬ事務が同法の第26条第1項に明文化されましたので、改正を行うものでございます。

それから、続きまして、第2点は、学校教育法の改正に伴いまして、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則として、今回ご協議をいただくものです。

それから、3番目につきましては、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご協議をいただくものです。これは、他市の状況等も踏まえまして、案という形でご提示してありますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

それでは、お手元に配付いたしました改正後、改正前の資料でご説明をさせていただきます。

まず、「立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則(案)」という資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、第1ページ目の委任、第2条、「委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する」という第2条についてでございます。

ここの部分の(2)の2を加えていくということでございます。この(2)の2につきましては、「委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事」ということを加えるということでございます。

これにつきましては、地教行法の第 26 条の第 1 項の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事」という条文が改正になりましたので、それに伴いまして、この条文を立川市の教育委員会規則の中に加えるということでございます。

それから、続きまして、第 2 条の 3 号、「委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」、これにつきましては、地教行法の「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」ということが加えられましたので、それに対する改正でございます。

これは、改正前の(5)「校長及び教頭の任免その他の進退に関わる内申に関する事」、これを含めまして、この第 3 号で人事に関する事という意味合いでございます。

続きまして、(4)法第 37 条の 4 号ですが、以下、「都費負担職員」、(6)の同じく「都費負担職員」、2 ページ目の(7)「都費負担職員及び都費負担職員以外」という項目につきましては、改正前では「県費」という名称を使っておりましたが、これは東京都は都費でございますので、ここで「都費負担職員」ということに変更させていただくこととございます。

それから、2 ページ目の 10 号、「委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事」、これにつきましては、地教行法の「教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定又は改廃に関する事」ということの変更になりましたので、それを受けまして、条文を改正前が「規則の制定及び改廃に関する事」という一文でしたが、それを地教行法に合わせた形で改正をするということとございます。

それから、次の 10 号の 2、「法第 27 条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事」。これも、地教行法の第 27 条の規定により「点検及び評価に関する事」ということになりましたので、それに合わせまして加えるものでございます。

それから、11 号、「法第 29 条の規定による」というものを加えさせていただいております。これは地教行法の第 29 条に規定する「意見の申出に関する事」ということの変更がございましたので、それを受けて「法第 29 条の規定」という文言を加えたものでございます。

以上が教育長の事務委任及び代理規則の変更ということとございます。

それから、「立川市学校管理運営規則の一部を改正する規則(案)」ということで資料をお出ししております。これにつきましては、学校教育法の改正に伴いまして改正をするということとございます。

この改正点につきましては、2 ページ、第 5 条、学校教育法施行規則というもので、従前が「第 48 条(施行規則第 55 条)」となっていたものを「第 63 条(施行規則第 79 条)」ということに改めさせていただくものでございます。

それから、3 ページ、これも同じく第 6 条に、これも学校教育法の条文が変わりましたものに伴いまして、「第 28 条第 3 項」というものを「第 37 条第 3 項」に、「法第 40 条」となっておりましたものが「法第 49 条」ということに変更がされておりますので、それに伴って変更するものでございます。

それから、第 6 条の 2、改正前は「教頭」ということになっておりましたが、これはこの

改正で「副校長」ということに改正されておりますので、それに伴って変えるものです。

あと、条文につきましては、第7条の部分为学校に「副校長を置く」という形で改正をして、あと、第2項、3項、4項、5項につきましては、このような形で、副校長の職務権限等につきまして加えたものでございます。それが4項までです。

それから、5項につきましては、2項を改めるもので、「法第28条第5項（法第40条の）」というものを「法第37条第6項（法第49条）」ということに改正をするものでございます。

それから、4ページ目、7条の2、「教頭は、副校長と称する」となっておりますが、この部分につきましては、削除という形になります。

次の「主幹」というところですが、これは「主幹教諭」という名称変更になっておりますので、変えております。

それから、条文につきましては、それを受けまして、2項、3項、4項、5項、6項、すべて踏まえまして変更しております。

それから、5ページにつきましては、第7条の5、これは主任の部分でございますが、これもただし書きのあとに、「これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他」というものに変更をかけるものでございます。

それから、2項、3項も同じく変更改正をかけております。

それから、6ページの第10条、これも学校教育法の条文改正によりまして、法の条文のことを改正をしております。

それから、8ページも同じ、教育課程の編成という第11条につきましても、法改正により条項の部分を変えております。

それから、9ページの17条、これにつきましても、施行規則の変更によりまして、「第12条の3」を「第24条」ということで施行規則の改正に伴いまして変えております。

それから、10ページの18条、これも同じく改正をしております。

それから、11ページ、ここも同じように施行規則の条文が変わっておりますので、それに伴いまして改正をしております。

以上が立川市立学校管理運営規則の一部を改正する案でございます。

最後に、「立川市教育委員会庶務規則の一部を改正する規則（案）」という資料をご覧いただきたいと思っております。

これにつきましては、立川市に今回、統括指導主事という職を設けまして、指導主事の上に置くということがこの組織改正により決まっておりますので、その文言を加えて改正をするということでございます。これにつきましては、第3条の4項につきまして、全面的に改正をするということでございます。

以上でございます。

**古木委員長** ただいま、渡邊総務課長より提案理由のご説明がございましたとおり、教育三法に関わる諸規則の改正でございます。本件についてのご質疑を承りたいと思っております。協議でございますが、ご質問ございませんか。牧野委員。

**牧野委員** これは国の条例がこう改正されるというんですから、当然都条例、市条例等を変えなければいけないと思いますから、協議というよりも、こういうような改正がなされて、立川市も改正しましたよということだけだろうと思うんですね。呼び名も、我々、今までは、その中では県費職員という言葉を使っていましたけれども、都費職員というのは、都条例が変更になってからの問題ですよ。そうですよね。それを確認しておきたいんですけども、それ以外は、全く変更する余地もないし、当然それに従っていかなければいけないということであると思います。

**古木委員長** 関連して中村委員。

**中村委員** ということは、今、牧野委員からご意見というか、感想が出ましたけれども、これは協議にしたのは、立川市のオリジナリティが何かということと協議題にしたということですか。今言った準則その他だと協議にする必要はないという意見だけれども。

**牧野委員** 今のは、統括の指導主事が処務規定に入ってきていませんでしたから、当然、統括指導主事が立川市の事務局に入るといって、そこを変えなければいけないですから。

**中村委員** それは処務なんですか。

**牧野委員** これも含めて3部やったから、そういう部分での協議をするということの含みを考えたんですけども、そうでしょう。

**古木委員長** それでよろしいんでしょうか。渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** そのとおりだと思います。

それから、あと、ある程度立川市の規則でございますので、すべて地教行法の、例えば今回、26条の1項ということが明文化されておりますが、そのまますべてはとっておりませんので、その辺、法律と比べていただいて、いいか悪いかという表現はおかしいんですが、その辺をご協議いただいて、次回に正式に議案として提出をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

**中村委員** 分かりました。

**古木委員長** ありがとうございました。では、牧野委員。

**牧野委員** そうなってくると、改正後の第2条第3項、「委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」というところが、立川市の教育長の事務委任の中の一部に入っているんですよ。これは、東京都から文科省等の中には、もっとさっぱりしていると思うんです。条文を読んでみないと、正確な条文が読めませんので、申し上げられませんが、今までは、「館長の任免に関する事」ということで終わっていたわけですよ。ところが、「教育機関の職員の任免」、ここまでなんです。「他の人事」とは入っていないんです。このところがどういう状況で「他の人事」というものが入ったのかというのもまた協議しなければいけないのかなと思うんですけども、その部分は、どうしてこれを入れたのかお聞きして、協議内容にしていきたいなと思います。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** まず、地教行法の条文ですが、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」、これが正式条文でございます。それを立川市は、「教育委員会」という言い方ではなく、「委員会」ということで統一しておりますので、そこが法律とは多少違うところ。

それと、先ほど申したとおり、立川市は改正前の5号の「校長及び教頭の任免」云々というこの条文が特別に「校長及び教頭」ということになっておりましたが、それを法の改正と同一にするということで、「教育委員会の所管に属する学校」、要するに、校長及び教頭だけではないという意味合いでございます。

それと、「その他の教育機関の職員」と変更した点につきましては、改正前の(3)号、「教育長、部長、課長、センター長及び館長」ということで特定されておりましたが、それを「その他の教育機関の職員の任免」ということで大きくしたというか、言い換えれば、すべてというか、そういう形に地教行法が変わっておりますので、それにのっとった形で変更したいということでございます。

以上でございます。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** そうすると、今までの考え方ですと、(5)、(3)、これを一つ一つ条例化していたわけですよね。ところが、今回は、それを一括した条例文にしたいというまず一つ考えですよね。その中で、もっと幅広い「その他」という言葉は非常にあいまいな、どこまでその他なのか分かりませんが、例えば、都職員の中のすべての者という、用務主事なんかは、立川市の場合は市職員ということですね。ところが、学校の勤務体系は、ほとんど学校対応のものになっているわけですね。そういったところの中での事故等についても含めてしまうのか。多分今までは、立川市の場合によると、学校長が任命、任免もしくは人事権は発動できなかったわけですよね。一般職員ですから。市職ですから。そういうものもこの中に入れていくのか。市の人事権というのは市の人事権で押さえながらも、教育長としてのそこで発令される事務職を含めて、臨時の事務職、用務主事、栄養主事等々入ると思うんですけども、これらもすべて入れてやりますよということになるんですか。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** そのとおりでございます。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** そうすると、具体的に申し上げますと、A校の校長から本校の用務主事についての人事に関する申立てがあった場合、教育委員会がすべて処理できるというふうに考えていいんですか。それとも、それは市の人事規定に従ってやらざるを得ないというふうに考えていくんですか。その辺はどうですか。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** これはあくまでも教育委員会に諮るということが原則になりますので、今回の改正の「その他の教育機関の職員」ということになると、すべての職員が対象という

のが法上の解釈上はそういうふうに解釈が移ります。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** しつこくてごめんなさい。そうなった場合に、例えば校長から本校の用務主事や栄養主事、栄養職について、非常に変えてほしいんだという申立等があった場合ですね。この任免もできるというように解釈していいですか。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** それは違うと思います。あくまでも立川市の職員ですので、これは教育委員会事務局が配置、異動等については、原案をつくります。その原案をつくったものに対して、それを教育委員会にお諮りして承認を得るという形になろうかと思えます。ですから、校長がこうしてください、ああしてくださいということを教育委員会に直接申し出るという、これは違うと思います。あくまでも人事をするのは教育委員会事務局で行うものですので、校長が教育委員会に申し出るということとは違うと思います。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** そうしたときに、現場の校長として、用務主事さんの日頃の言動や行動に対して、どうしても変えてほしいんだというようなことが起きた場合、今までもそうですが、例えば、今、現に学校教諭等については、車の乗入れは禁止する。ところが、用務主事や栄養職等を含めて市職の方については、校長の指導権限の範囲内に入ってこないとなると、1校をあずかる校長として、そこまで権限を持たないと、学校というのは指導でき得ないんですよ。その辺のところ落ちていってしまっているんですね。だから、その辺のところも含めてやっていただくと、これはいいなと思っていたんですけども、その辺のところは、今お聞きして、ちょっとあいまいかなと思っていたんですけども。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** その辺の細かい、例えば今、牧野委員がおっしゃったように、車の駐車という件がなつたとします。これにつきましては、教育委員会事務局がすべての学校に統一的な指示を出すということですので、学校間の特殊事情というものを校長権限でやりますと、統一性が保てませんので、あそこの学校は駐車をしている、ここの学校は駐車をしてはいけない。じゃ、なぜなのかということに対して対応し切れないということで、そういうものについては、校長権限ではなく、教育委員会が統一的なものを決めまして、学校に通達を出し、それに準じていただくということでございます。

ただし、個々の、例えばその職員が特殊な事情を持った場合は、校長が一時的に認めるということはあるかと思いますが、原則はすべて教育委員会事務局がそういう形のは定めるといふ形は変更はございません。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 人事の問題と学校の管理責任の問題は別なんだよね。今言っていることは、学校の管理責任というのは校長にある。学校の管理責任は校長にありますけれども、全体的な包括的な責任というのは教育委員会にあるんですよ。ですから、学校がばらばらでは困り

ますよというときには、教育委員会が包括的な責任の上に、これは方針として全校こういうことであってほしいという指示を出すことができるということですね。管理運営についてはね。

人事については、校長は人事権を持っていませんから、校長の判断でこの職員についてあのこうのという人事権を発令することはできない。そういうときには、教育委員会が人事権を持っていますから、教育委員会の方に申し出て、教育委員会の判断で人事権を行使するということになるわけですね。

今回は、この条文は、今まで教育委員会の権限というものは、旧の第2条の1項3号、これは、教育長、部長、課長、センター長、館長と限定してあるわけですね。それと、第5号で、校長と教頭の任免、それだけでしたね。それを、今度は新法の改正後では、2条の3号では、委員会及びとありますけれども、委員会がありますよね。委員会というところが市の職員ですよ。「及び委員会の所属する」というのは、それが今度は学校とか。じゃ、「その他の教育機関」というのは何かというと、その他の教育機関というのは、今、立川市にはないと思うんですよ。それは、公民館だとか体育館だとかというのはその他の教育機関ではなくて、場合によると、将来的に教育センターというのもきちっと特殊な機能を持ったものをつくったときに、その他の教育機関という範疇に入ってくるんだらうと思うんですね。ですから、現状では、教育委員会に属する職員、いわゆる市の職員と学校の職員。学校の職員は、校長、副校長、それ以外の都費負担職員、これがみんな任免の対象になってくる。任免だけじゃなくして、その他の人事に関することから、相当教育委員会としての権限は広がってくるだらうと思います。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** そうなったときに、これから職務変更が4月1日から行われますけれども、例えば校長の再雇用制の問題とか、教員の問題を含めて、そういう方たち、それから、委員会に属するということ、さっきの話などで出てくる、学校の用務だとか事務だとかに所属する市の所属とか、嘱託員、ああいう方たちすべてが包括されるという判断でよろしいですね。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** そのとおりです。そういう判断で、都費負担職員、市の固有職員、これについては、すべて任免及びその他の人事に関することについては、本教育委員会で、私に委任されているのではなくてして、教育委員会の権限ということでご理解いただきたいと思います。

あと、運用のことになりますと、これは話はまた別になってきまして、そのたびごとに教育委員会に諮ってということは、実務的に難しい部分があります。それから、市の職員についても、緊急の場合の人事異動があります。教育長が代理で決定するという規定がありますので、そこで代理で決定をさせていただいて、教育委員会に報告するという、そういう実務的な流れがあり得るとご理解いただきたいと思います。

**古木委員長** 牧野委員、よろしいですか。

**牧野委員** それはしょうがないですね。当然の流れでありますから。先ほど言いましたよう



に、(6)番で問題になってくるのは、(3)番でいくと、今までの理論的な解釈をしてくと、(6)番の都費負担職員以外の職員の休職を除く分限及び懲戒に関すること。これと、さっきの管理の中の人間、校長の管理内の人間、そういうふうに解釈するのであって、教育委員会が管理している人間、職員、こういう判断をしていくことになりますよね。そういう判断でいいですよ。この場合はね。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** そのとおりですね。

**古木委員長** 中村委員。

**中村委員** 質問は3つあります。1つ目は、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則(案)の第2条の10号の2、これは非常に重要だと思いましたが、管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。これを改正を施行する場合のこれに関する具体的な事務を準備ができていくかどうかという質問が1つです。

2つ目は、2番目の立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則(案)の3ページ、第7条の4項、「委員会が別に定める」について。規則を改正するに当たって別に定める準備ができていくのかということですね。そうじゃないと、規則だけあって、別に定めるものがなかったら、ということになる。

3つ目は、単純な質問ですけれども、今の4項に関して、副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する、これは事務はいいと思うんですが、「収入及び支出の命令に関する事務並びに契約に関する事務」というと、範囲がさっきの都費、市費という関係でどうなのかという質問。

以上3つです。

**古木委員長** ただいま、中村委員より3点の質問が出ました。1点は、教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則の第2条の10号の2、次に、学校管理運営規則の一部を改正する規則の第7条の4項。3点ですね。では、大澤教育長。

**大澤教育長** では、1点目の立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則(案)の第2条の10号の2、「法第27条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること」。これは、教育の事務の管理及び執行、これは従来どおり教育長に委任をされているということですが、これは、管理及び執行の状況の点検と評価、これにつきまして、地教行法の中で非常に重い規定だと我々認識を持っておりますが、ここでは、法律では、点検をして、有識者の方の評価をいただいて、そして市議会へ報告するということなんですね。この規定は、点検・評価でありますけれども、これは当然法律にうたわれて、規則にもうたっていますから、点検と評価を受けなくてはならないんですけれども、ただ、議会へ報告する中身というものが、新たに点検・評価するというものについて、点検と評価ということはやります。やらなくてはならないんですが、この後に続く市議会への報告という部分につながる部分が非常に私は重いというふうに考えているんです。市議会へ報告するということは、何をもちて市議会へ報告するかという部分があるんですね。実は、

議会というのは、予算の編成をして、議会でそれを審議する点がありますよね。そうすると、そのときに、いろいろな市全体のことですけれども、市全体の予算、とりわけ教育委員会の予算を含めて議会へ報告して、審議をしているわけですね。ただ、決算になりますと、同じように1年間の成果というものを市議会の方に決算書という形で報告をするわけですね。そういう形で教育委員会の予算も決算も議会に報告をしていると。

それから、一方で、立川市は業績評価を始めて何年かたちます。教育委員会の所管の事務事業評価項目というのがたしか100近くあるんですね。それを業績評価をして、これを報告していますので、これらをもって議会への報告とかえられるのかどうか。または、全くそれとは別に新たに議会に報告するような、教育委員会で評価をして、点検をしているようなものをつくって、新たに市議会へ報告するのかという部分がありまして、これはちょっとまだ議論が必要な部分ですね。これは今後検討していかなくてははいけない。

もう一つは、評価を有識者の意見をいただいてという部分があるんですね。その辺のところというのは、要は、教育委員会に屋上屋というか、そういう言い方もあるんですが、私ども、教育長に委任された事務事業を管理執行しますよね。管理執行したことに対する評価・点検というのは、教育委員会が実際にはやる役割があるんですね。さらに、そのことについて外部の方の識者の評価・点検というものが必要なのかどうかということがあるんですが、この辺についてもまだ、その辺をどう考えるのかということについて、まだ具体的に考え方が出ていないといひましようか、各市とも。ですから、この前、各市にいろいろと聞いてみているんですが、外部の方の評価をいただく場合に、そういう方たちというものを20年度予算編成の中で考えているかとお聞きしたんですが、ほとんどそういう市はない。検討段階だということでありませう。

ただ、法的にこういう規定をしたということは、非常に重い。教育委員会というものの責任と、以前、不祥事があって、教育委員会がその権能を果たせなかったということがあるので、その辺のところについて審議、あるいは市議会にきちっと分かるように報告をする、明らかにしていくという、そういう意味合いを含んでいますので、我々がこれは後で真剣に検討して取り組んでいかなくてははいけないと考えています。

**古木委員長** ありがとうございます。中村委員。

**中村委員** この執行の予定がいつかによって、それと並行させてどうするのか。それとも、先にこれをやって、それは今後考えるということにするのか、そののところだと思っんですね。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 私が今考えているのは、管理及び執行の状況ですから、執行の状況ということになると、1年間終わった段階で議会に報告するというタイミングかと思うんですね。そうしますと、今のところは20年度の予算の執行状況を21年度に入った中での議会に報告していくというのが、その辺が適当なのかなという考え方を持っています。

**古木委員長** ありがとうございます。関連して牧野委員。

**牧野委員** 予算に関する各学校の取り組みというのは、校長の管理監督のところはその管理監督が完璧にっていない部分というのはかなり多いと。というのは、100万円をもらったとすると、100万円をもらったら、1学期に全部使ってしまうという学校もあれば、2学期までに使うという学校もあり、学校ごとに異なりますよね。それを教育委員会として各学校に配置されている都事務の中の、もしくは市事務の中からそういう報告書をいただいているかという問題について。

今、システム化という部分で、非常にこれから出てくると思うんですけども、各学校の予算執行というのは、今後見えるようになってくるだろうなと私は期待しているんですけども、そういうようなことと、校長の教育課程の管理という意味で、連携が必ず出てくるわけですよ。各学校によっては、ひどい学校になると、行ってみたけれども、買ったものは梱包されっぱなしでそれが執行されていなかったという、細かいことを言いますけれども、そういう部分があってはならないわけですね。やはり教育課程の進行状況によって予算が執行されている。こういうことを点検・評価することも教育委員会の一つの仕事だろうと思うんですね。それは適正な予算執行ですから、そういう部分が行われているのかどうかという疑問もあります。だから、これからは点検及び評価という、さっきも教育長から話がありましたけれども、大変重要な、もしくは非常にこの部分が課題であると同時に、非常に大事なんですね。各学校、教育委員会を含めてポイントになってくるという気がするんですね。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 学校で使う予算、これは原資は市民の税金ですから、そういう部分においては適切に執行されなくてはいけないということでもありますね。ただ一方で、学校というのはそれぞれが管理責任を持って校長が筆頭で学校を運営していくというときに、学校に配当なり配分された予算というものの執行について、教育委員会が余り強い権限というか、それを使用することが果たして適当なのかどうかという部分ね。税金であるから適切に執行することについて、我々はきちっと見ていかなくてはいけない。いけないけれども、学校に配分された予算というものは、当然校長が教育課程の執行との絡みの中で適切に予算を執行していく。それは、校長の権限として我々は許容するというんでしょうか、校長の裁量によって、ある程度自由にといいますか、有効に使っていただくということで、こちらは余り介入しないで、校長の権限の中だということでもって、広い目で見えてあげるのがいいのかなという部分もあるんですね。以前と違って、あまりがんじがらめにしてもいけないのかなと。その辺の兼ね合いの問題なんだろうと思うんですけどもね。今後、財務会計システムでその辺のところが出てくるのかな。

**古木委員長** 島田学務課長。

**島田学務課長** 平成 19 年度から小・中学校すべてに財務会計システムが導入されておりますので、執行状況については、学務課の管理係の方で適宜確認することができるようになっております。

以上です。

**古木委員長** よろしいですか。牧野委員。

**牧野委員** はい。これは、教育長さんの非常に配慮ある言葉は、校長さんたちは大変喜ばれると思うんですね。教育課程と教育予算とのバランスをあまり崩しているという学校に対しては、きちんと指導しなければいけないだろうと思うんですね。教育課程が進行するためには、予算がかかって、予算をこういうために要求しているわけですから、そのための予算執行をしていくというのは当然のことですね。だったら、そこのところをきちんと見てあげる、指導してあげるということは、校長の幾つかの監督、職員の監督の一つなんですよね。だから、そういうところも含めて、校長に、見るのは大変なんですけれども、これは、例えば校長が学期ごとに出す、今、自分のやりたいことや自分の学校の経営の問題について報告して、皆さんに打ち合わせしながらやっているわけですから、今、学校がどういう状況にあって、どう進行しているのかという部分はよく見えるわけですが、以前は見えませんでしたけれども、今は非常によく分かるわけですから、そういう意味では、こういうこともおいおいきちんとやっていくべきだろうと思うんですね。それによって評価は出てくる。それもやはり議会よりは市民に対して、正常な学校教育課程をきちんと運営するために予算執行していますよということを正々堂々と言える校長さんたちであってほしいなと思うんですね。

そんなことも考えながら、これからの点検・評価というのは非常に大きなポイントになってきますから、我々も慎重に考えていかなければいけない課題だろうなと思っています。

**古木委員長** 樋口指導課長。

**樋口指導課長** それでは、ご質問の管理運営規則改正の第7条の第4項の部分でございますけれども、第3回教育委員会におきましてご報告させていただいておりますように、東京都教育委員会においては、2月14日に管理運営規則を改正されてございます。そして、今現在、3月31日までに全区市町村に対して改正の依頼をしているところで、今、全区市町村取り組んでいるところでございますが、東京都教育委員会の方から今お尋ねの点の「教育委員会が別に定める」、この部分について、都立学校の部分をもう既に定めて、各市区町村に対して提示してございます。例えば、「事務及び契約に関する事務の一部」という部分は、都立学校はやらない、副校長の権限ではないというふうに示しておりますし、スタンダードとして東京都は示しておりますので、もし区市町村が独自にやるのであれば、都教委とよく相談をしてということで連絡がまいてございます。そういうことで、現在、総務課の方で準備を進めているところでございます。

**古木委員長** 渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** 先ほど中村委員の第7条の4項、委員会が別に定めるというものについての準備はというご質問ですが、これは立川市立学校事案決定規定ということで規定を設けておりまして、そこですべて扱っております。今回、これに従いまして、今年度中にはすべて精査をして、きちっとした形を整えるということでございます。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。宮田委員からご発言は。

**宮田委員** 先ほどのところに戻りますけれども、教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則の第2条の第3項、その他の人事のところから、先ほど牧野委員のご発言を受けてといたしますか、それと関連して、皆様との協議の中で私が感じたことを一言申し上げたいと思います。

市の行政予算ということの、まずお金の部分をどう消化していくかとか、どう使われていくかという体制についての主にご協議になっておられたかなと思うんですが、もう一つは、牧野委員がおっしゃられたような、学校の教育課程を進める中で、そのお金がどのように使われていっているのか、また、それが効果的に使われているのかということがもう少し分かると、一般市民に分かるような形に進んでいくことがいいのではないかというご発言でしたけれども、私もそのように今のお話を伺って、さらに整理しますと、そのように思いました。

特色のある学校づくりということをこの数年行われていて、その中で、校長先生が管理というか、予算として持たれておられるお金がどのように使われているかということがよく分からない。よく分からないというのは、数字が分からないということよりも、そのことが教育にどのような効果を生み出されているのかということがよく見えないというのがあります。

全体の体制として、教育委員会が一つのこのまちの教育のある目標や目的をいま一度改めてそこを立てまして、そのためにどのようにお金が分配されて、そして結果としてどのようなものが生まれるかということがもう少し分かりやすくあってもいいかなと。人事管理として校長が一括統括するというよりは、体制として、今いろいろなところが例えば、指導主事さんなどの、一つの学校の中でですけども、その仕事の校長先生の権限がどこまで行き渡っているのか、それはただ、例えば木を切ったり、掃除をしたりとか、そういう仕事だけではなくて、そのことがどのようにその学校の教育にいい影響、要するに効果としてあるのかというような形で仕事が進められていないように思うんですね。ちょっと説明がうまくいきませんが。

お金の使い方ということから始めるのではなくて、どういう教育をするのかということからまず立てて、そのための体制としてどういうふうに予算が分配されているのか。そして、校長がその目的に対してそのお金をどう使われたかというのは、どこかできちっと見えた方が私はいいと思います。予算を執行していく責任と、そのやり方は、間違いのないと思いますけれども、もう一つ、質を高めるための教育をするためのお金の流れ、機能として、お金の流れを使って教育力を高めるといった方がいいかもしれませんが、そういったこともこの中で考えていけたらいいというふうに思います。

済みません。ちょっと説明がうまくいかなかったかもしれませんが、そういうことです。

**古木委員長** ありがとうございます。牧野委員。

**牧野委員** 今のことも含めて、例えばさっきも中村委員がお聞きした15項目、第2条の15の通学区域云々の問題の質問がありましたけれども、今、校長が予算執行、システム会計の

問題等々、これからいろいろな意味で変更されてくると思うんですね。非常に明朗的になってくるので、非常に多くなってきて、市民が見やすくなるだろうと思うんです。今これのできたからすぐ、じゃ、それを進行するということはかなり無理がくるだろうなと思いますので、こういうものをつくった段階で、例えば2年なら2年、1年なら1年の中で、こういう準備をして執行しますよという方法の方が、無理がこないと思いますね。例えば、15項目の通学区域なんて、まだまだ、一応は市の考え方で、近隣の学校の、世の中には、もっと自由化しろよという方もいらっしゃいますので、これも即、じゃ、そうしますよとか、こうしますよという問題ではなくて、これからの検討材料だと思いますので、今後、1年ぐらいかけて、こういった条文ができた中で、例えばさっきの点検評価もそうですけれども、こういう評価をすることが市民には見やすいのではないかとか、そういう動きをこれから進めていくことが一番いいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** そのとおりだと思いますが、教育長の事務委任のところについては、教育長の委任から外して教育委員会の権限にしたということは、これは教育委員会として権限ともども責任が非常に重くなるということなんですよね。この改正は、先ほど言いましたように、いじめの問題で的確に教育委員会は対応できなかったところから法改正が出てきていることでありますので、その辺のところは責任が重大だということ意識をしていただきたい。

それから、事務の管理執行というのは、当たり前を考えれば、膨大な予算の管理執行というのは、教育長に任せるとするのが事務を執行する上では一番効率がいいことなんでしょうが、これを教育長の委任から外して教育委員会ということになると、市民に対して教育委員が表面に出ていくということが求められているということでもありますので、これはちょっと大変なことかなというふうに考えています。

それから、宮田委員の、確かにそういうことなので、今、分からなかったところは、教育委員として学校の予算の教育課程等でどういうふうに使われているのか、教育委員として見たいということなのか、学校を取り巻く市民が学校のそういう状況を見たいということなのか、これは教育委員としてしっかりと中身が見たいということですか。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** それもごさいますけれども、今、学校経営の中で、要するに学校が地域力とともに学校をつくっていくという流れの中で、大きく市民、また保護者が入っていく現実があります。私もそういうことをしていたときに、仲間とも、学校のお金の動きが見えない。要するに、任されて一緒にやっているけれども、見えないということが一つありました。そのあたりがもう少し透明感、目的に対してどのように使われているかということぐらいだけでも分かることで信頼関係がより強まって、その学校の教育力になると思います。

それと、もう一つ考え方として、保護者と教員が対等な立場に立って、一子どもの教育を見るというような、人権ということにもなるのかもしれませんけれども、公平感というか、

立場の公平感というものがそこにより生まれるのではないかなと感じてきましたので、ちょっとそのことを申し上げました。

それは、その場の学校の問題でもなく、システムとしてそういうシステムで今までできていたので、そうであるというふうには私は理解していましたが、これから地域の力や保護者やさまざまな力を借りて学校をつくっていくとするならば、そういったところももう少し開かれていってもよろしいのではないかなと思ひまして、多少の期待と希望を持ちまして発言しました。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** これは確かに宮田委員がおっしゃったように、開かれた学校、地域、保護者と情報を共有化するという部分はずっと言ってきて、学校も一生懸命進めているというふうに言っているんですが、今の意見であるように、まだまだ見えないという部分があるわけですよ。学校にそういうことをどんどん進めるように仕向けるということが教育委員会の役割かなと思うんですね。ですから、今後、その辺のところについては、情報の共有化だとか、学校をどんどん開くということについては、どんどん言っていかなければいけませんし、それと、学校評価、学校関係者評価ということで外の方からの評価をいただく、そういうのをどんどん進めていかなければいけないと思ひますね。

それから、今度、教育委員会として学校の予算の使われ方云々となってくると、教育委員会の役割とすると、余りに細かすぎるかなという感じがするので、教育委員会の教育委員とすると、もうちょっと広いところに目をつけて、大局的な物の見方がいいのかなという感じがありますね。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** おっしゃるとおりです。教育委員として細かいところまでを見れるわけもないですし、そこまでを求められるというか、そこよりも、むしろ全体的にどのような体制になって、それがどのように使われているかという流れが見えればよろしいと思ひます。そのお金の何度も済みません。くどく言うんですけども、教育としてどういう効果を見ているのか。特色ということで渡されたお金をどのように効果として、結果として、どういうふうになっているのかというところは、きちっと見ていきたいかなと思ひます。そのための体制というか、そのためのシステムをもう少し整理していくことの方が、逆によく任せられるといひますか、いい意味で自由になって、自由と責任の中で十分な目的が達成できるのではないかなと思ひます。

**古木委員長** ありがとうございます。渡邊総務課長。

**渡邊総務課長** 申しわけございません。一部誤りがありましたので、その訂正をお願いいたします。

教育長の委任事務及び代理規則の2ページ目の第13号の最後に「回」という字が半分隠れておりますが、これは「回答」ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

**古木委員長** 2ページの(13)の最後尾の「回答」が漏れておったということです。「回答」の

文字を挿入してください。ありがとうございました。

牧野委員。

**牧野委員** 最後に、今日、こういことを言っているのは、一番国の重要な課題として教育というものが出てきているわけですから、そういう中での改正点。今まで諸事故が起きてきていること等も含めて、教育委員会のこういう規則を改正することによって、各地区、各地教委の教育委員会もしくは現場での教育に対する市民に対してどう応えていくのかという問題が一番大きな課題だろうということを我々は受けとめて、その中で改正規則が決定すれば、4月1日から施行しなければいけないわけですから、そういうことを含めて、もう一回ぐらいやるんですか。やっていただいて、万全な形で市民に対してきちんと報告できるという方向へ持っていきようにしていきたいなと思いますので、もう一度いろいろな意味で検討、また、読ませていただいて、さらに考えをまとめさせていただければ、次回にお話しできるかなと思いますので、今日はこの程度しか。もっと出ますかね。

**古木委員長** ありがとうございます。中村委員の3件のご質問についての回答はよろしいですか。

**中村委員** 2点目、3点目は了解。1点目については、意見というか、非常に重要な部分ですので、これは4月1日施行ですよ。ですから、一応方針というか、何らかの裏付けみたいなものはそのときに提案をして、そして議題ということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**古木委員長** よろしくお願ひいたします。

では、協議の1番の議論については、ここで終了させていただいてよろしいですか。

では、協議の1をここで終了させていただきます。

## 協 議

### (2) 図書館の見直し方針について

**古木委員長** では、協議の2番。図書館の見直し方針につきまして、高橋教育部長から先にご発言をお願いします。

**高橋教育部長** それでは、図書館の見直し方針についてということでございますけれども、これまで2回の勉強会、そして、この間の協議事項として検討していただきました。そうしたご意見をいただきまして、最終的に取りまとめたものが、今お配りしているものでございます。教育方針見直し。今日は、そのいただいたご意見、特に、前回の最後のところで、では、指定管理者導入というものを踏まえて、どういう図書館行政を展開していくのか、立川市としてどういう図書館をつくっていくのか、にしていけるのか、この辺のところでは何かたたき台になるものが示せないかという宿題をいただきましたので、今日改めて立川市図書館の今後の展開ということで、図書館長試案ということで本当に雑駁なんですけど、出させていただきました。本来ですと、もう少し書面をしっかりとしたものにしてお出ししなければいけなかったんですが、これは今日、いろいろご協議の中でご意見をいただいて、できれば、も



っと多くの方々の意見を聞くことも大事だろうと思いますので、次年度の図書館協議会でもこれをお諮りする一部として、諮問する内容の一つとして、こうしたことも踏まえて、大いにご意見いただいた上で、もう一回教育委員会にはお諮りしたいと考えておりました、今日は非常に雑駁につくりましたので、これについてのまだ何もかたまっておりませんので、あくまでも試案でございますので、いろいろとご指導いただければ、ご協議いただければありがたいと思ひまして提出いたしました。よろしくご協議のほどお願いいたします。

**古木委員長** ありがとうございます。そういうことでございます。大分皆さんと意見交換をしてみましたが、まとめられた案が提出されておりますので、牧野委員。

**牧野委員** 毎回こういう、これから大きな課題になってくる図書館の問題、既にこれは市民にとっても大きな課題だろうと思ひますけれども、市教委にとっても大きな課題。それから、行革の中での問題としても、非常に大きな課題の一つだろうなと思ひて考えています。

その中で、見せていただいた中で、立川の図書館の理念みたいなものが一番上に書いてありますね。この理念の上から2行目は、市のまちづくりの基本ですよ。これはいいんですよ。ところが、いきなり「民主主義をまもり」、ここでなぜ民主主義が出てくるか分からない。これをまず一つ聞きたい。地区館の図書館、立川市の、もちろん民主主義というのは、全体的なものが包括されていますから、ここでは出さなくてもいいのかな。もっと具体的に図書館理念をしっかりと押さえないと、市民の方にも理解してもらえないのかなという感想が1つです。

2つ目は、今現在、立川市が(1)番、(2)番というふうになってきますけれども、(3)番ですけれども、これは実際に現在、立川市の図書館が市民のためにサービスをしている中身ですよ。これはこれでいいと思うんですよ。ところが、幾つか新しいものが出てきていましたよね。こういうものがあればいいなという中で、コミュニティの確保、交流の問題ですとか、それから、案内整理の問題ですとか、ウェブの問題、どうやってこれからさらに活性化していくかという専門的な部分の問題、それから、中央図書館と地区館の図書館との連携の問題、学校との問題等々出てきていますけれども、図書館の中での現在の状況というのはよく分かるんですけども、これよりもっと図形にした方が分かりやすいのかなという思ひがしたんです。今やっている中で、今、仕事の中身というのは幾つかに分類されていますよね。図書館業務とか、レファレンス業務とか、いろいろ分かれていますけれども、そういうものを少し図式化してしまった方が分かりやすいのかなという気がしたのが2点目です。

3点目は、これからが問題なんですけれども、そこから将来の立川市の図書館運営もしくは図書館のあり方を含めて、指定管理者が導入されるかどうかは別にして、そういうものを含めてきたとしても、将来、市民としての図書館利用であり、図書館を活用した市民の市民力というよりも、これはやはり立川市の文化とかやさしいまちづくりの基本理念の一つとしての課題である発信の問題ですね。図書館から市民に対する発信の問題、こういうものがもうちょっと明確になった方が市民の方は分かりやすいのかな。また、協議しやすいのかなと思ひたんですけども、これをつくられた方に大変申しわけない言い方をしてしまったんで

すけれども、そういうような感覚の問題でお話ししましたけれども、その辺はもしお聞かせ願えればありがたいかなと思います。

**古木委員長** 今の3つについて、高橋教育部長。

**高橋教育部長** いきなり民主主義ということですが、言い訳になってしまうんですが、るる書いていくと長くなってしまいますので、かいつまんで象徴的に出したいと思ったものですから、こういう文章になってしまったんですが、そもそも53年に立川に図書館ができた。図書館条例を制定した。そのときに、なんで図書館があるんだ。何のための図書館か。だれのための図書館か。この辺のところを随分議論した経緯がございます。その中での当時の図書館協議会の方々のご意見やいろいろ言ったときに、民主主義、これを非常に象徴的に議論した時期があったものですから、ついこれを出してしまったという部分はあります。

また、同時に、憲法の人権の問題、あるいは学習権の問題、幸福権の問題、文化的最低限度の文化権の問題、この辺のところもいろいろ書きたかったんですが、その辺のところの中で、この一言に集約してしまったんですが、確かにおっしゃるとおり、非常に唐突な感じはするかと思いますけれども、思いというものはここにあったのかなということで書いた経緯があります。

ただ、これはもちろん先ほど申し上げましたように、これからこれをたたき台にして立川市の教育委員会としてのこのような図書館行政を展開していくというところに結びつけていくような、まだこれはあくまでもたたき台でございますので、いろいろご意見をいただいて、この辺のところを今後修正なり、あるいは全く取ってしまうかもしれませんが、書いていきたいと思っています。

それから、確かに図式化しないと、たたき台としても議論がしにくいだろうということは思いましたので、その辺は少し工夫をしていかなければいけないなと思いますので、今後、いろいろな方々に議論していただくところでは、そういう工夫をしていきたいと思っています。

それから、これから将来の立川の図書館のあり方、それを書きたいためにこれを書かせていただいたつもりでいるんですが、ご存じのように、これからの図書館というのは、今まで読書推進、これはどこまでいってもこれが基本なんです、たくさんの情報の中で、その情報、何が正しくて、何が正しくないのかという言い方もおかしいんですが、本当にその人にとって必要な情報のセレクト、この辺の整理的な問題ですね。情報に対しての対応というのは非常に図書館には求められている。そのほか、高齢者や子どもたちとか、もちろんいろいろな形でのニーズが多様化してきておりますので、そうしたことを踏まえた上でやっていくとしたら、これからの図書館というのはどうあるべきなんだろう。

それと同時に、それを実際に行っていくのにだれがするんだろう。これは、一方では、専門的な、専門的なのというのは、ただ単に知識を知っているだけの話ではなくて、人間性までも求められる時代になってくると思いますけれども、そうしたこれからの図書館像の部分、専門性が求められるものと同時に、市民参加の時代ですから、一定の部分は確保しなければいけないけれども、そうした市民との関わりをどうつくっていくのか、これが大きな課

題だろうということで、地域人材のことを非常に高くうたっておるんですが、こうしたことが話題になってくるだろう。

そうした点を踏まえると、これはあくまでもたたき台ですから、大いに委員の方々からご指摘していただいてプラスアルファしていきたいと思っています。また、それをいただいた上で明確化する。ある部分では象徴化していきたいと思っています。

**古木委員長** ありがとうございます。宮田委員。

**宮田委員** 立川の図書館の夢がいろいろあるなと思いましたけれども、先ほどのところと同じように、今、牧野委員がおっしゃったように、図書館の理念というものを改めてもう少し掘り下げて考えていく必要があるなということと、地区館と中央館の関係が、この中で見ますと、まだ機能として、地域力と連携してということではあるんですけども、ただ、労働力的な連携のようにしか見えないので、これでは結局、中央と地区があっても、一つの立川としての目指す図書館というものはできないと私は感じました。

立川市の図書館の機能として、それが一つに見えないと、結局は、指定管理者制度の問題もごさいますので、逆に自由でばらばらで競争になってしまうのではないかなと。やはり学習の機会の支援をしていくということにはならない。弱くなってしまうのではないかなとちょっと感じました。それで、学習の機会の支援ということ、例えば図書館の中心的な理念というか、第一位にとったときに、じゃ、機能として地区館がどのような形に備わっているのがいいのかという考え方に立ったときに、じゃ、その地区館にどういった特色を持たせるかというふうに考えていって、その特色が地域の意見を多くすい上げた形の地域のNPOなどがそこを管理するものがあるのか、そうではなくて、全く新しい企業レベルでもっていく形の地区館がそこに存在するのがいいのか、そのバランスはどうするのか、多少なりとも地域にある図書館のニーズといったものを多く聞く必要があるかなというのと、あと、かなり地区館でサービスを広くしていく、何でも聞いていけそうな感じが読み取れるんですが、果たしてそういった処理をできる、要するに、職員がすべてのことに精通して職員が配置することで、そういったもしかすると無謀な要望にまで応えることができるのか、むしろそういった学習機能というよりは、むしろコミュニティ機能のようなものと感じた市民が押し寄せたときには、図書業務に精通した職員ではおそらく対応できないのではないかなと思います。またまだこれが最初の段階ですので、どうということではないんですが、位置関係と、機能として何を最終的に立川の図書館が目指すかというのは考えていけるかなと思います。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** ありがとうございます。確かに地区館と中央館の関係のこの辺はもう少し議論しなければいけないなと思っていて、書き切れていないところだと思いますので、今後少し整理していきたいと思っています。

それから、地区館の機能の部分で、これからの図書館に期待される機能として、読書センターとしての機能、学習的な機能、学習センターとしての機能、それから、今おっしゃった

コミュニティセンター、コミュニティ機能、この辺はどういうふうに立川がとっていくかというのは、これからぜひ多くの方にご議論いただいて、すべてを網羅というのはある意味では難しいことですので、どっちに重点を置いていくかというのは、これからいろいろご意見いただいて、選択していただく。そして最終的には、立川はここでいこうというような話は今後しかるべき時点でいただいていきたいと思っておりますけれども、確かにそういう部分の整理は非常に大事なことだろうと思っております。現時点ではあいまいな状態だったので、大変申しわけないと思っておりますけれども、そういう機能の中でどこに、あれもこれもにするか、あるいは何かに絞っていくかということは取り組んでいきたいと思っております。少なくとも地区館については、コミュニティの要素は大変に強い、あるいは強くしていかなければいけないというのは、いろいろな関係でコミュニティが希薄になっているとか、社会情勢を考えると、そういうこともあるのかな。ただし、図書館でそこまでするのか、こういう意見もありますので、このところは難しいところかもしれません。

**古木委員長** 中村委員。

**中村委員** 「1 立川市の図書館を、市民力と連携する図書館に！」という標題、これはすばらしいと思うんですね。というのは、予算削減が結果としてあるので、市民力を、ここに特に(1)立川市図書館の機能、(2)専門性の配慮というのがうたわれていますね。専門性と市民力、あるいは民活を連携することによって、今まで以上のサービスができる。専門性のいい点と悪い点もあるし、市民力のいい点。だから、お互いに連携することによって、今まで以上のサービスができるという点をもっと強調すると、物すごくいい立川市の図書館になるという感じがするわけです。

ですから、そういう点で言うならば、「1 市民力と連携する図書館に！」という標題を(2)、(3)にもお互いに連携することによってもっとよくなるんだということが見えてくると、皆さん、単なる予算削減だけじゃなくて、よりよい図書館を目指しているという姿が見えてくる。

ですから、例えば具体的に言うと、これはそちらのお仕事だと思いますが、私が気がついた点で言えば、(1)正規職員固有の業務とか、仮でついていますね。逆に、ここも市民力を入れることによって、より機能アップするということもここに入れていくと。ですから、ここで言うと、正規職員固有のというのがちょっと。もちろんこれはこれで大事ですから、2つがお互いにバランスがとれて、よりいい、より高いものを望むというようにしていくためには、(1)も民活というか、市民力を入れることによって、これが機能アップするというのを入れておくといいし、(2)もそうですね。地区図書館へと書いてあるんですから、より高い専門性と市民力が連携した何とかとかということですね。

別に文章を直すという意味で言っているんじゃないですけども、そういう意味でしていくと、特に最後の3番。指定管理者を入れるということは、専門性と市民力をやる点でいいことだと。結果的に、それはサービス向上と図書館機能の向上と、もちろんコスト削減と、その指定管理者制度が単にコスト削減だけじゃなくて、サービス向上。もう一つは機能向上ですね。そこまで踏み込んでいくと、これを入れることは、逆にメリットになるのではない

かと私は考えます。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** いろいろありがとうございます。先ほど申し上げましたように、正規職員固有の業務ということで、これはきちっと残していくべきだろうなという部分でここに書かせていただいております。今後、現在は地区館についての指定管理者導入を議論していただいておりますけれども、今後の中では大きく問われることとなりますので、この辺では、きちっと、どこまで私たちが、行政職員が固有として取り組むべきか。これは実はこのこと民主主義も関わってくるんですが、こういう部分では、私としては。

ただし、ここも専門性の部分では、日本の図書館とアメリカの図書館の違いというのは、アメリカの図書館の場合の職員は、非常に専門性に富んでいます。大学で言えば、専門科目、大学院以上、マスター以上の修士課程修了者以上の人が司書になられるという状況もありますので、その点では、専門性の部分ではかなり考えていかなければいけないだろうと思っております。

特に地区館への高い専門性といったのは、専門性の中での説明の中で、地区館を変えるのは、2番の(2)のところ専門性で確保させていただいたのは、単なる知識を知っているということではなくて、その部分の単なる知識ではないという意味合いで、「文化とやさしさのある人間性豊かな」という言葉は入っていますけれども、そういう意味での専門性を申し上げていきたいとは思っております。

**古木委員長** ありがとうございます。牧野委員。

**牧野委員** 難しいんですね。地区館の働き、中央館の働き、そのバランス、そこに市民力を入れる、もしくは市民力を入れたにしても、専門性に欠けてはいけないとか、いろいろな要素が入り込んできて、図書館法に従っていく図書館本来の考え方、これをきちんと踏まえた中でやらなければいけないという難しさがあると思うんですね。図書館法は要らないよというわけにいかないわけですから、やはり図書館の一番最初につくられた考え方。もちろんそれは何年もたっていますから、本来の図書館法が正しいのかどうかという検討もしなければいけないんですけれども、現段階では生きているわけですから、それも見ながら、その上において、どんな将来、21世紀、22世紀の図書館運営をしていくかという部分だろうと思うんですね。ですから、非常に難しい。私も考えていても結論的なものはなかなか出なくて、反対のことは言えますし、賛成のことも言えますし、どちらも言えるんですね。だから、なかなか言えない。

ただ、言えることは、市民の皆さんが図書館から発する文化やそういうものをきちんと伝えられる図書館であってほしいという基本だけは最後に残るんですね。その上に残っていきますから、これからもそういう考え方の上に立って発言もしなければいけないと思っておりますけれども、図書館というものの重要性のところは、ちょっと離れてしまう考えですけれども、教育の中の図書に対する考え方というのは、言語力の問題にしても、国語力の中での読む・書くとか、そういうもののおざなりという言葉はおかしいですけれども、やはり軽

視してしまった教育の中の一つの部分が入ってきてしまう。それを最近では朝読書ですとか、学校教育の中での読書指導の問題等々を入れていくという、そこで日本人の持つ言語力、日本人の美しい言葉の問題等々が今叫ばれてきていますから、そういうものも頭の中に入れながら、図書館運営がこれでいいのかどうかということも考えていかなければいけないのかなという気がして、結論が、今日は話をしようと思ってもなかなかうまくいきませんでしたので、済みません。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** いろいろありがとうございます。ぜひ私どももこれからいろいろな方々のご意見をいただいて、もう一度この場にもう少し整理したものをお出ししていきたいと思えます。

先ほどの市民力の部分ですけれども、私は単なる住んでいる住民の方々を言っているのではなくて、企業市民、法人市民と言われるように、幅広く市民力というものをとらえているつもりです。

それから、3 ページの最後の行のところなんです、管理運営の方法として指定管理者制度導入を選択するというふうに書いていますが、地区図書館管理運営の方法として、「地区図書館」が欠けておりましたので、おわびして、入れていただければと思っております。

あくまでもこれを踏まえて、これからいろいろ議論して、当然、指定管理者についてご議論いただくときに、議会等でもご質問、ご意見をいただくときには、立川市はどのような図書館をつくりたいのかというご質問が出てくると思いますので、その時点では、ある程度こうしたものを踏まえて説明していきたいと思っております。もちろん今、委員の方々からご意見をいただいたように、まだこれは本当にたたき台のたたき台ですので、こうしたものをベースにつくっていくんだという意味合いを踏まえて、説明のときには語ってきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 図書館の見直し方針という部分を協議していただいているわけですが、まだ今後も協議をいただくんですけれども、教育委員会で見直し案を議論する前に、立川市はどのような図書館を将来的に求めていくというか、理念を持っているんだという話で将来的な考え方が出てきているんですが、いろいろな将来的な考え方を議論するときに、当然見直し方針を頭に入れながら議論をしませんと、例えば、地区館をコミュニティを進めていくといったときに、じゃ、見直し方針が出たときに、指定管理者で果たして展開できるのかということを考えながら話をしませんと、分けてしまうと、理念とか理想だけがどんどん先に行ってしまうと、果たして実際に地区館が指定管理のときにそれが展開できるのかということになりますので、ぜひその辺のところについては、お互いに意識をしながら議論していただきたいと考えております。

それから、図書館の見直し方針も、これは決定したことではありませんで、市民なりの意見を聞いて、最終的に教育委員会意思決定をするということでもありますので、見直し方針

に対するご意見もいただくなりしてもらいたと思います。もしこれが議会の方で、今議会で代表質問等で市長が答えているのは、行財政改革というものは、オール立川市の方針なので、確かに教育委員会は執行機関として、権限は別にありますけれども、これは市長部局と教育委員会というものがオール立川市で進んでいる場合には、その考え方に不整合があってはいけないだろうということを言っていたんですね。ましてや行財政改革というものは、将来的に市の行財政の形をどうするかという取り組みなので、これは一体的なものであると市長は答えていますので、この図書館見直し方針というのも一つの立川市の行財政改革でありますから、市長の方と全く違った考え方ということは考えられないことでもありますけれども、ただ、この見直し方針について、こういう部分についてはこういうふうな考え方を入れてもらいたいということは、当然それは意見を言っていたら結構なことなので、そういうことも含めまして、今後議論をいただきたいと思います。

**古木委員長** ありがとうございます。

では、協議の2番の図書館の見直し方針についてのご議論は、まだ今後も継続してやっていくわけでございますが、本日のところはこれでよろしいですか。

〔「結構です」との声あり〕

**古木委員長** それでは、協議の1、2を終了させていただきます。

## 報 告

### (1)「立川市立学校ICT教育環境整備計画」について

**古木委員長** 次に、3番、報告6件に移ります。報告の1番、「立川市立学校ICT教育環境整備計画」につきまして、説明を願います。島田学務課長。

**島田学務課長** 立川市立学校ICT教育環境整備計画について、現状と今後の課題についてご報告いたします。

平成19年9月13日に行われました平成19年第17回定例会で、ICT教育環境整備の現状について報告をいたしました。本日は、平成19年度までのパソコンの配備状況と、平成20年度の配備予定をまず最初に時系列でご説明し、今後の課題について報告いたします。

現在、インターネット用パソコンは、各校に2台配備されておりまして、全部で58台あります。

また、小学校のパソコン室用のパソコンは、各校に21台、計420台あります。

中学校のパソコン室用は、今年度予算編成の中で、20年度の予算が通りますと、更新に合わせて1台増になりますので、各42台、計478台あります。

事務職員用パソコン各1台、計29台。庁内LAN羅針盤用として、これは財務会計システムの導入のためということも含まれて、情報推進課の方で配備したものであります。各校に3台、計87台あります。

教員用パソコン、教務用・共用として各校に4台、116台あります。

19年度に配備しました教員用パソコン、小学校239台、中学校134台、計373台あります。

ここで、20年度の予算が通りますと、中学校の教育用パソコンとして新たにワゴン収納タイプとして各校1台、授業用パソコンということで計9台入ります。

また、小学校の図書室の蔵書IT管理として、モデル事業として1校分1台があります。計、これを合わせますと1,571台になりますが、教務用、教育用、管理用ということで類型で分けますと、教務用が547台、教育用が907台、管理用が117台ということになります。

平成19年度段階において、ICT教育環境整備の課題としては、およそ7点を確認し、これまで取り組んでまいりました。

まず、教務用(教員用)パソコンを配備して、私物パソコンを原則として撤去するということがあります。

2番目に、教育用(児童生徒用)のパソコンであります。これを増配備して、国のIT戦略本部到達目標値にできる限り到達させていくということがあります。さまざまな目標値がありますが、平成17年度到達のe-Japan戦略目標値というものとの関係で言いますと、小学校は21台と、2人1台化するも、この現在の配備状況は低い状況で、25.8%になります。中学校は同様に目標値と対比させますと、53.3%になります。これは、1台を何人で使っているかという数値がありまして、それと対比したものであります。

3番目に、校内の各教室に校内LANを整備するということがあります。平成18年度の全国の整備率は56.2%になっておりますので、三多摩の主要市でもかなり教室の校内LANは配備されておりますので、立川については、現在全く入っておりませんので、課題となっております。

4番目に、パソコン配備に伴う電気容量の増量化に対応するということがあります。

5番目に、小学校パソコン室の空調設備の未設置校が11校ありますので、これを設備していく必要があります。

6番目に、中学校パソコン室リース期間が平成18年度8月に終了しておりますので、この更新という課題があります。

7番目に、コンピュータシステム全体の所管を、市の全体のパソコンを所管しております情報推進課に教育委員会もお願いするのか、教育委員会で独自に所管していくのか、維持管理を図っていくのかという課題があります。なお、教育で管理していくためには専任の職員配置が必要となるという課題がついております。

これらの7つの課題を18年度、19年度ということで取り組んでまいりまして、この4つの点についてはある程度解決しております。教務用のパソコンについては、19年度の373台の配備によって、およそ60数%の職員に対する配備率になりましたので、ここで平成20年3月中に私物パソコンを教務用としては使用しないこととして、原則として撤去することにいたしました。また、増配備に併せて、教務効率の向上のために、各校1台、レーザープリンタを増配備いたしました。

それから、小・中学校全校において、職員室の電気容量増量化工事を実施いたしました。

それから、18年度、19年度と更新ができないまま再リース、再々リースとしてきた中学校



用パソコン教室用コンピュータについて、平成 20 年度予算で予算化している段階であります  
が、更新をしていける見込みであります。

4 番目に、教育用パソコン増配備については、中学校のみ各 1 台ということになりました  
が、授業用パソコンとして移動のできるワゴンタイプのパソコンを新たに導入することが、  
平成 20 年度予算が通ればできることになっております。

こういうふうに見ますと、7 点のうち、教務用パソコンと電気容量増量化とか更新などは  
完全にやってきておりますが、かなり教育用、児童生徒用パソコンの配備率がまだまだ低い  
ということ、それから、これはちょっと施設の関係がありますが、小学校の 11 校について、  
パソコン室について空調が入っていないというのは非常に暑いということがありまして、早  
急な課題解決を計画的にするべきであります、これについて手つかずになっております。

それから、所管については、今、教育委員会でやっていかざるを得ないだろうという判断  
になっておりますが、後ほど申し上げます今後の中で検討していかなければならないと思っ  
ております。

その上で今後の課題であります、立川市のパソコンなどの配備、そういったコンピュー  
タのシステムを構築していく際には、1 つのルールとして、市長部局にあります情報推進課  
で所管しています情報化推進委員会の承認という課題があります。実は平成 20 年度予算編成  
では、「教員用パソコンの 1 人 1 台化」ということで、今日、皆さんに配付していただいでい  
ます、縦長の「ICT 基盤整備事業 5 力年計画（案）平成 21 年度から 25 年度」というもの  
がありますが、これはまた後ほどご説明しますように、再検討することになりますので、こ  
の計画自体は資料であります、ここで見ていただくとお分かりのように、実は 20 年度の  
ところが今申し上げましたように、かなりの実施はできたんですが、実際は 21 年度に先送りし  
ております教員用パソコン、サーバー整備などがぜひ 20 年度でやっていくべきだとい  
うことが、教育委員会の内部検討機構であります立川市情報機器検討委員会の中では、優先課題と  
して「教員用パソコンの 1 人 1 台化と集中管理のためのサーバー導入」というのを 20 年度予  
算編成でぜひやるべきだという考え方にありました。

しかし、立川市の情報化推進委員会では、この予算については、平成 20 年度以降の長期的  
課題につながるということ、それから、教育委員会の推進するさまざまな施策の中でどの位  
置にあるか、そういう意味での優先順位が明確になっていない、また、IT 環境の整備の将  
来像及びそれを実現するための計画が明確になっていないということと理由をいたしまして、  
現段階では結論を出す状況にないということで、不承認とされました。

先ほど申し上げましたように、立川市立学校情報機器検討委員会の方では、「教員用パソ  
コンの 1 人 1 台化と集中管理のためのサーバー導入」というのは、個人情報紛失、ウイルス感  
染の予防措置、このためにネットワークを構築して遠隔操作と集中管理を早期に行わないと  
非常に心配だということがありまして、非常に強く 20 年度での導入を求めたんですけれど、  
また、将来的にはグループウェアの導入、これはその先の計画であります、そのことによ  
って教育情報・教育教材の共有化による教育力の向上、教育用ソフトの有効活用によるコス

トカット等を実現できるということで、できる限り早い時期にグループウェアの導入までの教務用パソコンを導入を進めていくべきだという結論を得ていましたが、最終的に、19年11月13日付で「小中学校教員用コンピュータ機器の整備の追加」については、管理運営体制について、教育委員会として決定されていない、グループウェアの整備、ファイルサーバーの設置など、多大な費用を要する大規模な事業となるが、教育委員会としての方向性を明らかにしていくことが必要ということで、最終的に承認されませんでした。このことから、20年度の予算編成は、先ほど報告したような内容だけになりました。

このため、この間の情報機器検討委員会の中で、教育委員会内部検討をしていくということでは限界が見えてきたということで、今までの情報推進委員会の検討を経てから、教育委員会全体として承認を受けていくという仕組みだったはずなんですが、教育委員会の承認を得ていないということが、今回、情報化推進委員会が承認できないという理由でありましたので、こういったことを検討し、パソコン管理担当の主管課である学務課だけで検討してきている、今までの検討の進め方を再検討する必要があるということで、教育委員会全体で考えていく課題として、今後の検討を行うため、仮称であります、「ICT教育推進委員会」ということで、以下、これからご説明するような内容での検討の場を「立川市立学校情報機器検討委員会」、今までの内部検討組織は存続を続けますけれども、新たにコンサルタント、アドバイザーなどを含んだ第三者意見をきちんと取り入れた検討の場を設置して検討していきます。

以上であります。

**古木委員長** ありがとうございます。特に補足はありませんね。ただいまのご報告について何かご質問はございますか。よろしいですか。牧野委員。

**牧野委員** 国の計画によって出された何%ですか。立川市の場合はそんなに高くないと思うんですけども、設置パーセンテージですね。だけど、こういうような何年計画でという計画の中から発想して、ICTの重要性というのは認めていくしかないし、とはいっても財政的には大変苦しい財政の中でやらなければいけないという思惑が入ってくると思うんですけども、問題は、ICTを入れたときに、果たして全教員が100%使用していくような、もちろん100%というのは無理な話なんですけれども、少なくとも70~80%の使用度はあってほしいなと思いますし、また、事務量の軽減化ということも考えますと、今、教務とか既に入っていますから、それから各学年に1台入っていますから、ああいったものを活用しながら、教員の事務量の増加という部分を軽減してあげなければいけないと思うんですね。そういう形で今後も大いに増設していただいてやっていただきたいし、また、各学校の、若手はどんどんやっていけるけれども、先輩のベテランの教員というのはなかなかそこまで、僕自身もそうなんですけれども、タッチがなかなか難しいという現実があるだろうな。

ただし、事務量の軽減という部分では大変役に立ちますから、ぜひとも今後も、これは指導課になりますが、こういうICTの研修会というのをやっていますけれども、さらに高めていければいいかなと思っています。大いに入れていくという方向で賛成です。

古木委員長 ありがとうございます。非常に財政との関わりもあって、なかなか大変でございますけれども、ぜひ教育委員会の熱意をお伝えいただきたいと思います。

それでは、よろしいですか。

## 報 告

(2) 平成19年度立川市人権教育推進委員会だより「人権感覚を高めるために」等について

(3) 特別支援教育体制推進事業報告会について

(4) 平成19年度立川市立学校研究発表会について

古木委員長 報告の2番、3番、4番、これは関連して指導課に関わることで、樋口指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 それでは、まず、(2)でございますけれども、人権教育推進委員会だよりということで、カラーの「人権感覚を高めるために」というパンフレットの作成を行いました。併せまして、本日添付してございます各学校でのいじめ問題の対応等における取り組みや作成資料等、それから、「なくそう!『ネットいじめ』」というパンフレットを作成しましたので、この3点、最初に併せてご報告をさせていただきたいと思います。

この人権教育のパンフレットでございますけれども、まず、全教員が持っております人権教育プログラムをどのように活用していくかということで、1ページ目でございます人権課題につきましては、そのページというのは、この人権教育プログラムと対応しているということで、これを一つの手がかりにして、一層人権教育プログラムの活用を図ってほしいということのつくりでございます。1ページを開いていただきますと、まさに人権教育プログラム等の対応ということでございます。

今、各学校から特に、これは先だって小学校校長会の方は研究発表会を行われましたけれども、評価をいただいているのは、4ページ、5ページの、教員自身の人権感覚の見直しを図ってほしいという部分のところは、ぜひ自分の学校でその部分、今後とも活用していきたいという声をこの間いただいております。

6ページ、7ページにつきましては、実践をいたしました立川の中学校での実践、そのことを事例として載せてございます。

8ページを見ていただきまして、本年度、この人権教育のパンフレットにつきましては、第七小学校校長、吉岡一彦先生を委員長に、立川の先生方が精力的におつくりいただきました。

続きまして、いじめ問題等の対応等における各学校での作成資料等ということで、小学校、中学校と2つございます。これは、2月、本年度最後の人権教育担当者会議で各学校が全体会で報告したり、分科会で報告するために持ち寄ってきた資料を取りまとめたでございます。ですので、これがその学校の取り組みのすべてということではございませんので、資料だけ一人歩きして、取り組みのページ数で、この学校はページ数が多いからよくやっている、こ

の学校は少ないからあまりやっていないのではないかと、そういうことではないということをご留意をいただいて、小学校では全体的にどんな取り組みを行っているかというところをご覧いただきたいなと思います。

今、申し上げたこと、例えば小学校版 22 ページをお開きいただきますと、22 ページ、23 ページが一つのつながりになっておりますけれども、これは、ある学校が人権教育担当者会議にお持ちになったものなんですけれども、実は全く同じ形式で全 20 校の校長先生方がおつくりになられて、小学校校長会では、人権週間に全校長が人権に関する講話を行って、それを全校、各学級の取り組みに生かすという、この書式で小学校校長会は 20 校全部取りまとめて資料を作成しております。そんなことも併せてご紹介をさせていただきたいと思います。

いじめの問題の対応マニュアルでありますとか、あるいはいじめの発見のためのさまざまな各学校の工夫や人権標語づくり、あるいは授業実践などございます。

ちょっとご留意をいただきたいところがございまして、小学校の 44 ページと 45 ページでございますけれども、人権標語 100 で、標語の中で事例として出てきているものは、T 小学校のものではございません。T 小学校が過去に東京都教育委員会の人権教育の推進委員会で参考資料で作成したものをこの学校で教員向けに生かしているということでございますので、事例は T 小学校のものではございません。ですので、これは過去のものでございますので、45 ページの 9 番を見ていただきますと、まだ十分に個人情報保護という考え方が入ってくる以前のものでありましたので、子どものプライバシーを尊重ということで、「安易な伝言難事を招く」というような標語もございますけれども、この事例などは、今はちょっと考えられないなというふうに私自身は思います。ちょっとその辺はご留意をいただきたいと思います。

併せて、中学校の方の取り組みの方、見ていただきますと、中学校の方は、とりわけ保護者に対しての広報ということに力を入れているというあたりで、2 ページを見ていただきまして、同様に保護者への広報、そういう意味で 23 ページでも同様な取り組みを行っておる。また、小学校と同様ではございますけれども、授業での実践、あるいは立川のいじめ解消旬間、各学校でどう生かすかという、教員の共通理解、いじめについてのアンケートやチェックリストなど、中学校の取り組みをご紹介させていただきます。

この取り組みにつきましては、次年度も引き続きこの取り組みを各学校での実践をしていきたいと考えておりますし、ちょっとご紹介させていただきますと、小学校校長会は、小学校校長会の関東地区のブロック大会で、立川での小学校の人権教育の取り組みということを代表で 6 月に発表するというところで進めております。

続きまして、「なくそう！『ネットいじめ』」のパンフレットでございます。昨今、さまざまこの問題が新聞等でも報道されております。一番大事なのは、児童・生徒に対してと保護者に対して、これを配るだけではなくて、指導に役立てる、あるいは保護者会などで活用していただきたいと思っております。小学校 6 年生全児童分と中学校全生徒分を印刷して、各学校へ送付をしております。

併せて、このパンフレットと同時に、保護者会などで、あるいは授業などで使えるように、

東京都教職員研修センターが所蔵しておりますネットいじめ関係に対応したビデオ紹介一覧を各学校へ送っております。それと併せて活用していただきたいと思っております。

これも開いていただきまして、いじめの問題として取り上げながら、トラブルに巻き込まれたときにどういうふうに対応していこうかということについて、保護者も含めて理解、啓発を図っていきたいと考えております。見開きの右側の部分は特にその部分です。私どものメッセージといたしましては、子どもが一人で困ってしまったり、あるいは親に言うと思わしてもらえなくなるのではないかとということでそのままにしておいたり、それがより大きな問題に発展する。そういうことがないようにしていきたい、そんなメッセージをこの中で繰り返し発信しております。

そういうようなことで、このような冊子も作成させていただいて、今後ともこれを活用していきたいと考えております。

続きまして、「立川市における特別支援教育の取組について」ということで、先だって3月4日に文部科学省の特別支援教育体制推進事業の報告会を開催いたしました。立川市女性総合センター・アイムの1階のホールで約100人の参加者を得て実施させていただきました。

いただいたアンケートは19名分ではございますけれども、この報告会において、九小や立川第一中学校の実践、今年始まりました実践の取り組み、東京都教育委員会からの今後の特別支援教育の動向、そして帝京大学教授の大南英明先生のご講演と、そのような形で実施させていただきました。

アンケートを見ますと、九小や第一中学校の実践、こういうことをぜひ全校に広げていってほしいというようなお話や、大南先生の講演を聞いて大変感動したと、そのようなご感想をいただいております。

今後、私どもの方としても制度の整備を進めながら、課題になるのは、学校間の温度差という部分を解消していかなければならないなとは思っておりますけれども、特別支援教育の進み具合は、29校が進行が一律ではないというか、同率に進んでいるわけではないという点もございます。各学校において前年度も実施をしていただきましたけれども、引き続き学校としての特別支援教育の取り組みの報告というものをいながら、保護者に対して理解や協力を得ていくことが大事だということを今回の報告会を開いて実感したところでございます。

それから、設定の時間についてもご意見をいただきました。今後改善を図ってまいりたい、そのような検討をしてまいりたいと考えております。

最後でございますが、平成19年度の立川市立公立小・中学校の29校全部の研究発表の開催が2月29日、南砂小学校を最後に終了いたしました。市内の学校関係者は967名、市外の学校関係者が174名、保護者、地域の方々が2,249名、全体で3,390名ということで、参会者の中で66%が保護者や地域の方々である。学校の取り組みの様子、子どものための研究を進めているという部分、地域や保護者の方に幅広く知っていただくという私どものねらい、そういう部分は一定の成果を得ているのかなということは感じております。

4月にお配りさせていただきました各学校の校内研究計画を別添、添付してございますけ

れども、引き続き、研究が子どものための研究であることと、研究の継続性という部分で、これは各学校で研究発表会の折りにもお話ししておりますけれども、各学校が研究の継続をしてほしいということ。そして、この研究を通して、教員の資質向上を図れる一つ的手段にしてほしいということ考えております。

既に、五小、七小、八小などはこの研究を継続させていくということで、次年度の研究計画をいただいております。しかしながら、九小のように、10年を一区切りに次の研究課題に入っていきたい。それは各学校のお考えでよろしいのかなとは思っておりますし、また新たな活性化も図っていきたい、そういうところでご報告をさせていただきました。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

## 報 告

### (5) たちかわ市民交流大学における講座受講料について

古木委員長 それでは、報告の5番、たちかわ市民交流大学における講座受講料につきまして、五十嵐生涯学習推進センター長よりご報告をお願いします。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、5番のたちかわ市民交流大学における講座受講料についてご報告申し上げます。

20年4月から、市民推進委員会による市民企画講座の一部の講座で、材料費などの実費以外に受講料をいただき、よりよい講座づくりに役立たせるなど、市民推進委員会からの提案があり、事務局である生涯学習推進センターとも意見交換をし、お手元の資料1のとおり、講座受講料についての基本的な考え方についてを具体化させたところであります。これは、さらに市民交流大学の理事組織である市民交流大学企画運営委員会でさきに決定されたところであります。

具体的には、資料1の講座受講料についての基本的な考え方におきまして、公益的な観点から学んでもらいたい学び、いわゆる必要課題については、基本的には無料とすること。これは、人権や平和などの社会の要請に応じた公益的な学び、現代的な課題学習については、学んだ成果が社会や地域に還元され、公益的な観点からの効果を得ることができるということから、無料という判断でございます。

一方、市民自身が学びたいと思う必要課題については、原則として有料と、受講料を設定することにいたしました。これにつきましては、趣味や教養など、基本的に学習成果が個人に帰属する学び、学んだ成果の多くが受講者個人に帰属し、公益的な観点からの効果が限定されることによって有料化したところでございます。

しかしながら、第3次の生涯学習推進計画の中で、「一定の受講料について配慮を」という文言がございまして、市民交流大学全体についての上限の価格を設定することと、免除対象のものについても、18歳未満の子ども、高齢者、障害者、低所得者などの配慮が必要ということが言われております。

しかし、現状、市の講座などでは、高齢者の参加が多いことから、また、実際に高齢者の年齢などを確認する作業など、低所得者によっては所得を確認する作業などの課題があるところでございます。

資料2の方に具体的な受講料について表記してございます。20年度4月以降につきましては、講座1コマ500円といたしまして、回数にかかわらず、1講座当たり上限を3,000円といたします。8回の講座であったとしても3,000円ということで例記してございます。

3番のところ、減免のところにつきましては、成人の対象講座を、18歳未満の子ども及び障害者が受講する場合には、それぞれ確認いたし、減免措置を講じたい。高齢者につきましては、高齢者の対象事業に出る場合には減免であります。高齢者が成人対象の講座に出る場合には、同じような形で講座1コマについて500円をいただくような形になるという形で20年4月より徴収していきたいと考えております。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。ご了承いただけましたでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

**古木委員長** ありがとうございます。

## 報 告

### (6) 立川市子ども読書活動推進計画進捗状況について

**古木委員長** 次に、報告第6番、立川市子ども読書活動推進計画進捗状況につきまして、藤田図書館長、説明をお願いします。

**藤田図書館長** それでは、立川市子ども読書活動推進計画の進捗状況ということでご報告させていただきます。

平成17年9月に子ども読書活動推進計画が策定されまして、これはすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書ができるよう子どもの読書環境を整備していくというのが目的でございました。

その中で、具体的な取り組みの状況として、まず1番目に、幼児を対象とした読書のためには、図書館では児童書コーナー、全館ではおはなし会を実施しております。また、保育園、幼稚園でも日常的にも読み聞かせの活動をやっております。そして、昨年8月からブックスタート事業がスタートしたわけなんです。その前までは、同じように健康推進課のところ、1歳6カ月健診、または3~4カ月健診のときに職員がその会場に行きまして、読み聞かせの指導等を行ってまいりました。それが8月からはブックスタートということで、今度は子育て推進課の方で引き続き、対象者を3~4カ月健診のときの絵本をお渡しして実施しているということです。

また、小学生、中学生のためには、学校図書館、市立図書館が連携して、子どもたちの読書の整備、学習支援等を行っております。また、平成19年度には、団体貸出用の図書として予算を100万円いただきましたので、1,100冊弱を整備いたしました。また、20年度にもこ

れを認められれば、同様の冊数がまた整備できるのではないかと考えております。

ただ、推進体制の整備としては、子ども読書に関わるボランティアの活動支援、またボランティア研修、さまざまなものを実施しておりますけれども、その中で、今度は立川市独自の読書週間、たちかわ読書ウイークというのを10月25日から11月9日の2週間を設定しまして、各図書館等でいろいろな事業を実施しております。

裏面にいきますと、当初、数値目標を定めました。まず、1カ月の平均の読書冊数としては、計画作成時というのは平成15年の東京都の調査がありまして、小・中学校が指導課さんの方の協力をいただきまして、数値を求めております。18年度、19年度、それぞれ未読者率、利用状況等をまとめているわけなんですけど、実は16年度から東京都の調査は全校が対象なんですけど、対象児童・生徒が15%以上ということで、15年度は全体を対象としていたんですけど、非常に数が少なくなっております。そうしますと、例えば1カ月平均読書数、小学生だと、策定時5.6冊が、平成21年度は目標が6.6なんですけど、19年度で6.8とオーバーしている。逆に、1カ月未読者数のところが、計画策定時、小学生13.9%が、19年度2.2%、非常に減っている。非常に上がっているという、いろいろなアンバランスな数字が出ているところがございます。

今後につきましては、あと2年間、20年度、21年度という中で、指導課、学校の協力を得て、一度はできれば全校児童・生徒を対象とした調査ができればよろしいかと考えております。

以上、報告を終わります。

**古木委員長** ありがとうございます。牧野委員。

**牧野委員** 児童数、生徒数の増減によって、また読書の進捗状況によって違うんですけども、わざわざ計画数値を落として目標を立てるといのはどうなのかなと。今、19年度の目標が結構高いですね。こういうものが21年まで維持できないのかどうか。ちょっとよく分かりませんが、落としてわざわざ数値目標をつくる必要があったのかなと思うんですけども、その辺はどうしてこういう落とした数値目標にしたんですか。

**古木委員長** 藤田図書館長。

**藤田図書館長** 落としたというのはどこのことですか。

**牧野委員** パーセンテージ。例えば、小学校の一番上の1カ月平均読書冊数があるでしょう。それが19年度6.8冊でしょう。ところが、21年度の目標数値は6.6冊でしょう。

**古木委員長** 藤田図書館長。

**藤田図書館長** これは17年の9月に策定しました。その時点で15年度の計画策定時の数字としては、15年度を使っただけの策定時の数字です。策定時に、終了時、21年の終わりの段階ではこの数値を目標としましょうという数字を出しました。ただ、結果として途中で18年は5.2冊、19年は6.8冊という数字は出てきていますが、全体の対象者は15%で、学校によって非常に熱心なところもあれば、あまり熱心でないところもあると思われましてということです。



**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 15年に計画をつくったときに、5年後の目標を6.6冊にしましょうよと設定したわけです。それをもう既に19年度6.8冊で目標はクリアしましたと。それと、今度、1カ月の未読率が小学校がグーンと減ってきている。要するに、未読率が減っている。ということは、平均読書冊数が増えて、未読が減るというのはつじつまは合っている。間違っていないんだけど、ただ、いきなり18年度、19年度未読率がグーンと10ポイント以上落ちているというのはどうなのということだとか、その辺のところはね。

**牧野委員** 落ちこちているんじゃないのという印象しか得ないものですから。

**藤田図書館長** さっきも言ったように、対象者数が大分違っているということは言えると思います。ただ、これをよしとしていくべきなのか、それとも同じ対象で一度やるべきなのかというところだと思います。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 東京都の調査のサンプル数が違って来たということに原因があるんだけど、それにしても、推進計画は21年度で切れますので、22年度から5年間つくりますから、これはデータのとり方をきちっととらないと、ばらばらなデータを使っていると間違えますから。22年からの計画ではそれはきちっとしたもので。

**古木委員長** 牧野委員。

**牧野委員** その辺のところは僕らは見えないから、今、各学校は朝読書がかなり進行している状況ですよ。あれはとてもいいことで、精神的な安定度ですとか、読む力がつくとか、いろいろな意味でいいものが出てきていますね。それらも含めながら、方向づけのよさをもっと強調してやってほしいなと思うんだよね。

**古木委員長** 藤田図書館長。

**藤田図書館長** 今、牧野委員言いましたように、全校で朝読というのは大分広がっていると思います。ただ、今後、東京都の方、数値の問題については、なかなか15%というのは果たして、そのままずっと全員を対象という調査というのは、なかなか学校は大変だと思います。ですから、例えば今のものは21年度までが5年間の期間の計画なんですけど、先ほど教育長が言ったように、その後22年度から後の分の計画も来年度以降、もう着手していかなければいけないという時期にきておりますので、そういう中でどういうふうに対応していくのか決めていきたいと思います。

**古木委員長** ありがとうございます。以上で報告6件が終わりました。

## その他

### (1) インフルエンザによる臨時休業措置について

**古木委員長** その他の(1)番、インフルエンザによる臨時休業措置につきまして、島田学務課長。

**島田学務課長** 前回の教育委員会が開催された以降、2校において学級閉鎖措置がとられま

したのでご報告いたします。

3月4日に第五小学校の2年2組において、在籍者38名中9名の欠席がありまして、患者数は26人ということで、3月5日から3月7日までの3日間、学級閉鎖措置をとりました。

3月11日には第八小学校1年3組において、在籍者31人中10名が欠席、患者数は10名ということで、3月12日の1日間、学級閉鎖措置をとりました。

以上であります。

**古木委員長** 本件についてご質問ございますか。一応インフルエンザが遅まきながら発生したということでございます。

その他については、ほかに緊急にご発言は委員の方、ございませんか。

4時10分を回ってしまいまして、本当に長時間のご発言ありがとうございました。

#### **閉会の辞**

**古木委員長** それでは、次回の会議は、3月24日月曜日18時より、第2回の臨時会を当会議室にて開催いたします。よろしく御準備をお願いいたします。

以上で本日の会議を終了いたします。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 4時13分閉会

署名委員



委員長